

限度額適用認定証は申請済みですか？

・限度額適用認定証とは

医療費が高額になった場合、病院の窓口支払いの負担を軽減できる制度です。

限度額適用認定証が発行されましたら、各医療機関へご提示ください。

・70歳未満の場合

国民健康保険証をお持ちの方は、各市町村の国民健康保険窓口にて申請となります。

(申請時の持参物：保険証、印鑑等)

健康保険証をお持ちの方は各保険組合へ申請となるので、保険組合へお問い合わせください。

収入によって負担限度額が異なり、詳細は下記をご参照ください。

所得区分	負担限度額	多数該当 (4回目以降)
区分ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
区分イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
区分ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
区分エ	57,600円	44,400円
区分オ	35,400円	24,600円

・70歳以上の場合

高齢者受給者証・後期高齢者被保険者証をお持ちで、世帯が住民税非課税もしくは、3割負担の方が対象です。

各市町村の国民健康保険窓口もしくは、各保険組合にて申請となります (申請時の持参物：保険証、印鑑等)

70歳未満の方とは負担限度額が異なるので、詳細は下記をご参照ください。

区分	負担限度額	外来
現役並み所得者 (3割負担)	Ⅲ 252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数該当：140,100円)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数該当：140,100円)
	Ⅱ 167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数該当：93,000円)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数該当：93,000円)
	Ⅰ 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当：44,400円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当：44,400円)
一般世帯 (1・2割負担)	57,600円 (多数該当：44,400円)	※18,000円 (1年間上限144,400円)
低所得Ⅱ (1割負担)	24,600円	8,000円
低所得Ⅰ (1割負担)	15,000円	8,000円



ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

小林病院 地域医療連携室 (訪問リハビリテーション室内)

TEL : 0465-22-3161 (代表)

FAX : 0465-21-3372 (直通)